

和暦－西暦対照表(明治～)

和暦	西暦	干支
明治 1	1868 9/ 8～	戊辰
明治 2	1869	己巳
明治 3	1870	庚午
明治 4	1871	辛未
明治 5	1872	壬申
明治 6	1873	癸酉
明治 7	1874	甲戌
明治 8	1875	乙亥
明治 9	1876	丙子
明治10	1877	丁丑
明治11	1878	戊寅
明治12	1879	己卯
明治13	1880	庚辰
明治14	1881	辛巳
明治15	1882	壬午
明治16	1883	癸未
明治17	1884	甲申
明治18	1885	乙酉
明治19	1886	丙戌
明治20	1887	丁亥
明治21	1888	戊子
明治22	1889	己丑
明治23	1890	庚寅
明治24	1891	辛卯
明治25	1892	壬辰
明治26	1893	癸巳
明治27	1894	甲午
明治28	1895	乙未
明治29	1896	丙申
明治30	1897	丁酉
明治31	1898	戊戌
明治32	1899	己亥
明治33	1900	庚子
明治34	1901	辛丑
明治35	1902	壬寅
明治36	1903	癸卯
明治37	1904	甲辰
明治38	1905	乙巳
明治39	1906	丙午
明治40	1907	丁未
明治41	1908	戊申
明治42	1909	己酉
明治43	1910	庚戌
明治44	1911	辛亥
明治45	1912 ～7/30	壬子

和暦	西暦	干支
大正 1	1912 7/30～	壬子
大正 2	1913	癸丑
大正 3	1914	甲寅
大正 4	1915	乙卯
大正 5	1916	丙辰
大正 6	1917	丁巳
大正 7	1918	戊午
大正 8	1919	己未
大正 9	1920	庚申
大正10	1921	辛酉
大正11	1922	壬戌
大正12	1923	癸亥
大正13	1924	甲子
大正14	1925	乙丑
大正15	1926 ～12/25	丙寅

和暦	西暦
昭和 1	1926 12/25～
昭和 2	1927
昭和 3	1928
昭和 4	1929
昭和 5	1930
昭和 6	1931
昭和 7	1932
昭和 8	1933
昭和 9	1934
昭和10	1935
昭和11	1936
昭和12	1937
昭和13	1938
昭和14	1939
昭和15	1940
昭和16	1941
昭和17	1942
昭和18	1943
昭和19	1944
昭和20	1945
昭和21	1946
昭和22	1947
昭和23	1948
昭和24	1949
昭和25	1950
昭和26	1951
昭和27	1952

和暦	西暦
昭和28	1953
昭和29	1954
昭和30	1955
昭和31	1956
昭和32	1957
昭和33	1958
昭和34	1959
昭和35	1960
昭和36	1961
昭和37	1962
昭和38	1963
昭和39	1964
昭和40	1965
昭和41	1966
昭和42	1967
昭和43	1968
昭和44	1969
昭和45	1970
昭和46	1971
昭和47	1972
昭和48	1973
昭和49	1974
昭和50	1975
昭和51	1976
昭和52	1977
昭和53	1978
昭和54	1979
昭和55	1980
昭和56	1981
昭和57	1982
昭和58	1983
昭和59	1984
昭和60	1985
昭和61	1986
昭和62	1987
昭和63	1988
昭和64	1989 ～1/7

和暦	西暦
平成 1	1989 1/ 8～
平成 2	1990
平成 3	1991
平成 4	1992
平成 5	1993
平成 6	1994

和暦	西暦
平成 7	1995
平成 8	1996
平成 9	1997
平成10	1998
平成11	1999
平成12	2000
平成13	2001
平成14	2002
平成15	2003
平成16	2004
平成17	2005
平成18	2006
平成19	2007
平成20	2008
平成21	2009
平成22	2010
平成23	2011
平成24	2012
平成25	2013
平成26	2014
平成27	2015

明治5年12月2日まで旧暦を使用。
 明治5年12月3日を
 明治6年1月1日としてある。
 それまでの日本では
 太陰太陽暦(旧暦)を利用していたが
 明治5年11月9日太政官布告により
 太陽暦(グレゴリオ暦)に改暦された。
 ただ、ユリウス暦と混同(閏年を4年に
 1回と考え、1900年を閏年と考えて
 いた)していたようで、完全なグレゴ
 リオ暦が採用されたのは明治31年。
 大正・昭和の「改元の詔書」によると
 「明治45年7月30日と
 大正元年7月30日」及び
 「大正15年12月25日と
 昭和元年12月25日」は
 ともに存在する。
 しかし「元号を改める政令」で
 昭和64年は「1月7日」まで
 平成元年は「1月8日」から。

明治5年12月2日までは旧暦(太陰太陽暦)、西暦の1年とは月日のずれがあり、単純に年号を西暦に置き換えることはできない